

「第 4 次秋田市地域福祉計画の令和 3 年度取組
状況および令和 4 年度取組予定」について

1 全体の進捗状況

第 4 次秋田市地域福祉計画における、令和 3 年度取組状況および令和 4 年度取組予定を取りまとめました。

そのうち、令和 3 年度取組状況については、令和 2 年度と比べると A が微増、B がわずかに減少し、その結果 A と B の合計割合が 95.6% と令和 2 年度とほぼ同じだったことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、概ね順調に進捗したものと捉えております。

また、令和 4 年度についても、引き続き感染症対策を十分に講じながら、各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和 2 年度取組状況（参考）		令和 3 年度取組状況	
	項目数	割合（%）	項目数	割合（%）
A	29	32.2	30	33.4
B	58	64.5	56	62.2
C	1	1.1	1	1.1
※	2	2.2	3	3.3
計	90	100.0	90	100.0

（注）割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8 割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4 ～ 7 割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	コロナ対策等のため、事業の中止や縮小をし、代替の取組もやむを得ない事情で実施できなかった、など

2 主な取組指標に関する実績

前記の1に記載したとおり、取組毎の進捗状況を毎年評価しているほか、計画の達成度が判断できるよう、主な取組には指標を設定しております。

その結果、「↑ 好転」が11項目32.3%と前年度から増加し、「→ 横ばい」が14項目41.2%と前年度から微増し、「↓ 悪化」が7項目20.6%と前年度から減少したことから、個別の取組については新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、感染対策を講じて可能な範囲での取組が進んだと考えられる。令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響の推移を慎重に見守り、必要に応じて取組の見直しを検討してまいります。

評価	令和2年度指標状況(参考)		令和3年度指標状況	
	指標数	割合(%)	指標数	割合(%)
↑ 好転	8	23.5	11	32.3
→ 横ばい	13	38.3	14	41.2
↓ 悪化	12	35.3	7	20.6
※ 対象外	1	2.9	2	5.9
計	34	100.0	34	100.0

(注) 割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

評価	評価説明
↑ 好転	策定時の実績から、20%以上好転した
→ 横ばい	策定時の実績から、20%を超えない増減に推移した
↓ 悪化	策定時の実績から、20%以上悪化した
※ 対象外	達成度の調査対象外となった、指標の内容を変更した

別添資料

- 1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について（一覧）

全22ページ

- 2 主な取組指標に関する実績（一覧）

全2ページ

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
福祉教育の推進 (1-1-1)	学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。	学校訪問による指導や教職員研修会を通して、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐくむ「交流及び共同学習」の充実に努めました。	学校訪問による指導や教職員研修会を通して、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐくむ「交流及び共同学習」の充実に努めます。	B
家族や地域の絆づくりの推進 (1-1-2)	絆を大切に作る気運の醸成に向けた施策、事業を展開することにより、家族や地域、人と人との絆づくりの大切さについて一層の浸透を図り、地域福祉を担う市民の意識向上を目指します。	市内小学校26校で「絆の学習」を開催し、家族や地域の絆づくりの大切さについて意識の浸透を図りました。 また、新たに「絆のフォトコンテスト」を行ったほか、防災等をテーマとした「絆の出張講座」を3町内会に実施するとともに、「絆のしおり」を作成・配布し、絆づくりの大切さについて、広く市民にPRし、意識の醸成に取り組みました。 (「絆のコンサート」は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止)	市内小学校25校での「絆の学習」と町内会などを対象とした「絆の出張講座」を開催し、引き続き家族や地域の絆づくりについて意識の浸透を図ります。 また、「絆の映画上映会」を実施するとともに、「絆のしおり」を継続して配布することで、広く市民の意識醸成に取り組みます。	A
男女共生社会の推進 (1-1-3)	誰もが多様性を認め合い、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会に向け、市民の意識啓発および実践的取組を進めます。 【指標】男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方 反対派47.8%(2016年度・平成28年度)→反対派56.0%(2020年度)	男女共同参画週間パネル展や「誰もが活躍推進フェスタin松下」等のイベント時にパネル展示し、「第5次男女共生社会への市民行動計画」を周知したほか、オンラインも活用しながら「ウーマンワークラボ」を開催し、仕事と家庭生活の両立および個性や能力を発揮できる環境づくりを一層推進しました。 また、令和4年度に策定する「第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の基礎資料とするため、「男女共生と多様性に関する実態調査」を行うとともに、各種講座やネットワークニュースなどの情報発信を行い、誰もが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認め合う男女共生意識の一層の浸透を図りました。	男女共同参画週間パネル展等により「第5次男女共生社会への市民行動計画」を周知するほか、引き続き「誰もが活躍推進フェスタ」「ウーマンワークラボ」を開催し、仕事と家庭生活の両立および個性や能力を発揮できる環境づくりを一層推進します。 また、「第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の策定を行うとともに、各種講座等を通じて、誰もが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認め合う男女共生意識の一層の浸透を図ります。	A
エイジフレンドリーシティの推進 (1-1-4)	市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指し、市民の意識啓発、市民活動の推進を図るとともに、行政、市民、民間事業者の三者協働による地域課題解決を推進します。 【指標】カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度70%(2017年度・平成29年度)→100%(2023年度)	第3次エイジフレンドリーシティ行動計画を、庁内推進会議および行動計画推進委員会を経て策定しました。 また、市民の意識啓発のためエイジフレンドリーシティカレッジ(講演会)を開催したほか、秋田市エイジフレンドリーシティ通信を全戸配布し、広く情報発信しました。 加えて、高齢者の身近な楽しみと外出の機会を増やすとともに普及啓発するため、シニア映画祭を開催しました。 【実績】カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度100%	第3次行動計画の初年度に際し、エイジフレンドリーシティの一層の認知度向上をめざし、パネル展等により庁内取組事業を分かりやすく紹介するほか、「エイジフレンドリーシティの日」を設け、あらゆる年代に向けた新たなアプローチで普及啓発を行います。 また、エイジフレンドリーシティ通信を発行するとともにSNS等を活用し、広く情報発信を行います。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
エイジフレンドリーシティパートナーづくり推進事業(1-1-5)	市と連携して高齢者や障がい者などにやさしい取組を継続的に行う事業者・団体等を市の「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、継続して問題解決に取り組むことにより、誰もが生涯を通じて地域社会でいきいきと過ごすことができるまちづくりを推進します。 【指標】登録事業所数 90事業所(2017年度・平成29年度)→180事業所(2020年度)	パートナー事業者が本市と連携しながら、高齢者にやさしい取組を行ったほか、パートナー事業者のモチベーション向上のため、優れた取組を実施する事業者を表彰しました。また、意識の向上や取組事例を共有する研修会を開催するとともに、エイジフレンドリーパートナーを紹介する番組等を活用し、事業のPR強化を図りました。 【実績】登録事業所数 115事業所	「エイジフレンドリーシティの日」に関連するイベント等でパートナー事業者と連携しながら、高齢者にやさしい取組を広く市民に周知していきます。また、優れた取組を行うパートナーを引き続き表彰し、事業者間のモチベーション向上と情報共有を図る研修会を実施するほか、機会を捉えてさまざまな分野の登録事業者の拡大を図ります。	B
老人保健福祉月間の推進(1-1-6)	世代を超えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢社会を身近なものとして理解し、考える機会をつくります。	市内の小学生から標語を募集することで、高齢社会を身近なものとして考える機会を設けました。	市内の小学生から標語を募集することで、高齢社会を身近なものとして考える機会を設けます。	B
民生委員・児童委員活動の推進(1-2-1)	民生委員・児童委員が、地域社会において住民の立場に立ち、行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対して支援します。	民生委員・児童委員の研修については、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、秋田県で実施したオンラインやDVDによる代替の取組を実施しました。また、令和4年度の民生委員・児童委員の一斉改選に向け、新任研修など必要な予算を確保しました。	秋田市民生児童委員協議会に対して、感染症予防対策を図った研修を支援するとともに、円滑な一斉改選に向け各種支援を実施します。	B
地域保健推進員活動の推進(1-2-2)	地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図ります。	地域保健推進員は、自主的な地域の健康づくり活動に取り組んでおり、市内40地区1,325人の推進員が活動しています。R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小等がありました。保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、その活動を支援しました。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図りました。	市内各地区に設置されている地域保健推進員会が、地域の実情に応じた自主的な健康づくり活動が継続できるよう、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、保健師等が活動の支援をしていきます。また、推進員活動に対して補助金を交付し、活動の促進を図ります。	B
福祉ボランティア活動の促進(1-2-3)	秋田市社会福祉協議会が運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座開催など、ボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の体制づくりを行うなど、ボランティアセンター機能の強化を図ります。	秋田市社会福祉協議会へ委託している秋田市ボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。また、冬期間は除雪ボランティア活動の啓発、広報活動を行いました。	引き続き、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行います。また、冬期間は除雪ボランティア活動の啓発、広報活動を行います。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
市民活動の促進 (1-2-4)	市民活動団体の育成および支援を行う「市民交流サロン」に配置している市民活動アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動への参加機会の拡充を図ります。 【指標】市民活動団体による市民交流サロン内での活動件数 637件(2017年度・平成29年度)→693件(2019年度)	市民活動アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動への参加機会の拡充を図った。 【指標】市民交流サロンの講座参加者数 381人	引き続き、市民活動アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動への参加機会の拡充を図ります。	A
地域活動の担い手育成の支援 (1-2-5)	町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。また、おおむね就任1～3年目の町内会長等を対象として、情報交換や意見交換を行う地域活動座談会を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。 さらに、各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会の開催などで、地域福祉の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。	(地域福祉推進室) 各市民サービスセンターにおいて就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象に、地域間の連携や担い手育成を目的とした地域活動座談会等を開催し、町内会や地域活動に取り組む住民同士が情報交換できる場を提供し、意見交換や情報共有などを行いました。 (中央市民SC) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、地域活動座談会は開催せず、中央地域の町内会長を対象に、個別避難支援プランや、地域づくり交付金に関する資料を配布し、地域活動の担い手の育成を図った。	(地域福祉推進室) 引き続き、各市民サービスセンターにおいて、おおむね就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象とした地域活動座談会等を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。 (中央市民SC) 引き続き、各地域毎に、おおむね就任1～3年目の町内会長や町内会役員などを対象として、地域活動座談会等を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。	B
認知症サポーターの養成 (1-2-6)	小・中学生などの若年層や、民間事業者、地域住民などを対象に養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの幅広い養成に努めます。 【指標】認知症サポーター養成講座受講者数 2,756人(2017年度・平成29年度)→3,800人(2020年度)	キャラバンメイト養成研修のほか、認知症サポーターのステップアップ研修を開催しました。また、サポーター養成講座の開催を増やすため、認知症地域支援推進員が教育機関や関係機関に働きかけをおこないました。 【実績】認知症サポーター養成講座受講者数 1,284人	キャラバンメイト養成研修のほか、認知症サポーターのステップアップ研修を開催します。また、全地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員等と連携し、教育機関や関係機関に働きかけを行います。新型コロナウイルス感染症の影響で集合型の研修の開催が難しいことから、Zoom等も活用した講座を実施します。	B
高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)	元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制づくりのため、研修会の開催や、介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。 【指標】サービスの担い手養成研修への参加者 新規取組のため実績値なし→60人(2020年度)	第1層・第2層の全域(18か所)に生活支援コーディネーターと協議体を配置し、担い手発掘のためのアンケートやワークショップ、研修会等を行いました。また、高齢者が地域に必要とされる多様なサービスの担い手となるよう働きかけや支援を行いました。 【実績】サービス担い手養成研修(生活援助従事者研修)への参加 38人	第1層・第2層の全域(18か所)に生活支援コーディネーターと協議体を配置し、担い手発掘のためのワークショップ等を行います。また、高齢者が地域に必要とされる多様なサービスの担い手となるよう働きかけや支援を行います。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
介護支援ボランティアの推進 (1-2-8)	元気な高齢者が行うボランティア活動を推進することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者の元気でいきいきとした生活の実現を目指します。 【指標】年間延べ活動者数 3,247人(2017年度・平成29年度)→4,500人(2020年度)	ボランティア活動をするかたに対する登録講習会を実施したほか、広報やホームページ等で制度の周知に努めました。 【実績】登録者数 407人	元気な高齢者が行うボランティア活動を推進することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者の元気でいきいきとした生活の実現を目指します。	B
傾聴ボランティア養成事業の推進 (1-2-9)	地域に暮らす中高年者が傾聴ボランティアとして高齢者を支え合う仕組みを作り、高齢者の孤立防止を図るとともに、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり・地域貢献を促進します。 【指標】ボランティア活動者数 12人(2017年度・平成29年度)→20人(2020年度)	令和2年度末で事業廃止	令和2年度末で事業廃止	※
生涯学習(社会参加活動)の推進 (1-2-10)	地域に住む高齢者同士の交流の促進と、生きがいのある豊かな生活を送るための学習機会を提供するとともに、学習成果を地域社会の活性化につなげていくよう社会参加活動を推進します。 【指標】高齢者教育事業参加者数 実績値8,081人(2017年度・平成29年度)→目標値9,100人(2020年度)	新型コロナウイルス感染症予防対策により事業を一部中止したが、参加者数は令和2年度より増加した。各地域においては、秋田の歴史や生活設計、健康など様々な分野について学びながら、高齢者相互の親睦を図った。 【令和3年度実績】高齢者教育事業参加者数4,589人	高齢者が楽しく学び、仲間づくりにもつながる「学び」の機会と学習の成果を発表する機会の充実に努める。	B
老人クラブ活動の活性化 (1-2-11)	老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援し、生きがいづくりと健康づくりを促進します。 【指標】新規クラブ数 1団体、100人(2017年度・平成29年度)→2団体、60人(2020年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により、市老人クラブ連合会の主催行事や単位老人クラブの活動が予定どおりに実施できませんでした。 【実績】新規クラブ数 0団体、0人	市老人クラブ連合会および単位老人クラブの活動を支援するとともに、ホームページなどで、老人クラブの会員加入促進に努めます。	C
障がい者の社会参加の促進 (1-2-12)	障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援します。	障がい者の意思疎通支援のため、手話奉仕員養成講座を開催しました。 また、就労等社会参加促進のため、自動車運転免許取得費および自動車改造費を助成しました。	引き続き、障がい者団体への助成を継続します。また、障がい者の社会参加を促進するための支援を行います。	A
障がい者相談員の設置 (1-2-13)	相談員を適切な時期に委嘱し、相談環境の整備を目指します。相談員研修会を実施し、個々の相談員の技能の向上を通して、障がい者福祉の増進に寄与できるよう努めます。	障がいの当事者等を障害者相談員として委嘱し、障がい者等からの相談に対応しました。また、障がい者をとりまく現状や障がい福祉サービスの理解を深めるために、相談員研修会を実施しました。	障害者相談員による相談体制を継続するとともに、障がい福祉サービス等の理解を深めるなど、対応力を向上するための相談員研修会を実施します。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進(2-3-1)	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。 【指標】世代間交流事業参加者数 実績値1,154人(2017年度・平成29年度)→目標値1,500人(2020年度)	新型コロナウイルス感染症予防対策により、子どもが参加する大部分の事業をやむを得ず中止したため、令和2年度実績からさらに参加者数が減少したが、一部事業の実施により、地域の子どもと高齢者等の学び合いや地域住民同士の交流を図る機会を提供することができた。 【令和3年度実績】世代間交流事業参加者数406人	世代間交流事業により各地域の子どもと高齢者等が交流できる機会や高齢者が長年培ってきた能力を生かす機会の提供に努める。	※
市民スポーツの振興(2-3-2)	市民一人ひとりのライフステージにおいて、誰でも気軽に健康や生きがいづくりに取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベントを開催するなど、スポーツ活動の機会の提供に努めます。	第3次スポーツ振興マスタープランに基づき、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できるスポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベント等を開催し、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めました。(新型コロナウイルス感染症の影響により、一部イベントを中止。)また、障がい者がスポーツに取り組む環境を整備するため、障がい者スポーツ指導員養成講習会受講者に対し、受講料の一部を助成しました。(新型コロナウイルス感染症の影響により、「パラスポーツフェスタ」は中止。)さらに、学校体育施設の体育館やグラウンドを開放し、地域住民の交流機会を創出することにより、地域の連帯感や活力の醸成に努めました。(新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止。)	令和4年度を初年度とする「第4次秋田市スポーツ振興マスタープラン」に基づき、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できるスポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベント等を開催し、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。また、障がい者がよりスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。さらに、学校体育施設の開放事業を通じて、地域住民の交流機会を創出することにより、地域の連帯感や活力の醸成に努めます。	B
住民の支え合いによるサービスの実施(2-3-3)	元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手となり、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援などのサービス提供を行う体制づくりを図ります。 【指標】訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合 新規取組のため実績なし→7%(2020年度)	一部の地域で生活支援コーディネーター・協議体委員を中心として住民主体による訪問型サービスの実施に向けて、生活支援サービスを提供する住民のグループが1カ所立ち上がり、令和4年4月から活動開始予定。他に4年度中の立ち上げを目指し、話し合いを実施している所が1カ所ある。 【実績】訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合 実績なし	住民主体による要支援者等向けの生活支援サービス(訪問型サービスB)の実施に向け、動きがある地域の生活支援コーディネーター・協議体委員と連携しながら実施に向けた課題の整理と必要な支援について検討を進めます。	B
地域コミュニティ活動への支援(2-3-4)	地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援等を行います。 【指標】地域づくり交付金交付件数 55件(2017年度・平成29年度)→65件(2020年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により、申請数が減少したものの、町内会や地区振興会等が取り組む地域の課題解決や連携促進などの公益的な事業を支援しました。 【指標】地域づくり交付金交付件数 28件	引き続き、地域づくり交付金による財政的支援等を行っていくとともに、先駆的な事業や各地域で取り組みやすい事業を紹介しながら制度の活用をさらに図っていきます。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
自治活動拠点の整備 (2-3-5)	地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう大規模改修を計画的に進めます。	・上北手地区コミュニティセンター建替用地の造成工事等をおこないました。 ・築後30年を経過し老朽化した泉地区コミュニティセンター大規模改修事業に着手しました。	・上北手地区コミュニティセンターの建替工事に着手します。 ・泉地区コミュニティセンターをリニューアルして開館します。	B
市民憲章推進協議会の活動支援 (2-3-6)	明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。	明るく住みよいまちづくりを推進する市民憲章推進協議会に対し、事業費補助金を交付するなど支援しました。また、住民活動賞の表彰、緑化コンクールおよび児童生徒作品コンクールの開催等の事業を支援しました。	引き続き、明るく住みよいまちづくりを推進する市民憲章推進協議会に対し、事業費補助金を交付するなど支援します。また、住民活動賞の表彰、緑化コンクール、児童生徒作品コンクールの開催のほか、あいさつ運動等の事業を支援します。	A
地域愛形成事業 (2-3-7)	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。	市道の除草や清掃等による維持管理(8事業)、駅トイレの清掃や防犯巡回等による維持管理(2事業)の計10事業を実施しました。	引き続き、市道の除草や清掃等による維持管理(8事業)、駅トイレの清掃や防犯巡回等による維持管理(2事業)の計10事業を実施します。	B
地域まちづくり推進事業 (2-3-8)	住民主体による地域のまちづくりを進め、地域の活性化を目指します。 具体的には、市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践します。	市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、住民主体で特色ある地域まちづくりを実践したほか、まちづくりの担い手を育成する講座を開催した。	引き続き、市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、住民主体で特色ある地域まちづくりを実践するほか、まちづくりの担い手の育成に取り組みます。	B
社会福祉協議会の活動の支援 (2-3-9)	本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。	秋田市社会福祉協議会の活動のうち、市が対象とした事業に要する経費に対して補助金を交付しました。また、同協議会が窓口として取り扱っているボランティア活動保険の保険料を、全部又は一部負担しました。	引き続き、補助金の交付や、ボランティア活動保険料の負担を実施します。また、今後の補助の在り方について協議してまいります。	B
地域保健・福祉活動推進事業 (2-3-10)	民間団体の行う先導的な事業のうち、高齢者、障がい者、児童等への保健・福祉・医療活動で市民福祉の向上に寄与する事業を支援し、地域における保健福祉施策の推進を図ります。	高齢者、障がい者、児童などへの保健福祉活動を行う4団体に対して助成するとともに、活動への相談や助言を実施しました。	引き続き、高齢者、障がい者、児童などへの保険福祉活動を行う団体に対して、助成するとともに、活動への相談や助言を実施します。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
親子のふれあい広場事業 (2-3-11)	民生委員・児童委員、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ子育て相談員を派遣し、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。	コロナ禍での地域における子育て支援活動が充実するよう、民生児童委員協議会など、各地域の子育て支援者が開催する「親子の集い」に8回、母親らが自主開催している「育児サークル」へ3回、子育て相談員や利用者支援相談員の派遣を行い、活動の支援に努めました。	地域における子育て支援活動が充実するよう、引き続き「親子の集い」や「育児サークル」に子育て相談員や利用者支援相談員を派遣し、育児指導や育児相談、子育て情報の提供などを行い、活動を支援します。	A
敬老会補助事業 (2-3-12)	長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。	各地区の敬老会を主催する地区社会福祉協議会に補助金を交付し、高齢者と地域とのつながりを支援しました。	各地区の敬老会を主催する地区社会福祉協議会に補助金を交付し、高齢者と地域とのつながりを支援します。	B
高齢者等の見守りネットワーク (2-4-1)	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域から疎遠になることを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が主体となり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員等が連携した見守りネットワークの強化・充実を図ります。	秋田市社会福祉協議会では、高齢者宅を中心とした見守り活動や、救急医療情報キット(安心キット)事業の実施など、見守りネットワークの充実を図りました。	引き続き、高齢者宅を中心とした見守り活動や、救急医療情報キット(安心キット)事業の実施など、見守りネットワークの充実を図ります。	B
見守りネットワーク協議会の開催 (2-4-2)	警察等関係機関との見守りネットワーク協議会を開催し、各機関間で高齢者の消費者被害の動向や情報を共有し、消費者トラブル防止対策の協議に努めます。 【指標】協議会の毎年開催	警察署が開催している秋田市相談関係機関等ネットワーク協議会に参加して関係機関との連携を強化し、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めた。	高齢者を支援する関係機関や警察署などと連携を強化し、高齢者の消費者トラブルの未然防止を進める。	B
民間企業等との連携による見守り体制構築 (2-4-3)	水道メーター検針業務の実施にあたって、受託事業者が不審者および不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動、環境パトロールを実施します。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。	業務時間中において、登下校の子どもの見守り活動、認知症サポーターとして高齢者の見回り活動を行った。	前年度に引き続き、子どもの見守り活動、高齢者の見回り活動を行う。	B
認知症高齢者などの見守り体制の構築 (2-4-4)	認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域住民や警察、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めるほか、見守りが必要な認知症高齢者の事前登録を行い、行方不明時の早期発見と身元確認につなげます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの孤立防止、異変の早期発見を図るため、宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と協定を締結し、民間企業が業務の範囲内で見守りを実施します。 【指標】見守り協定締結件数 11件(2017年度・平成29年度)→20件(2020年度)	警察署が中心となる見守りネットワークに参加したほか、認知症等高齢者の事前登録を実施し、登録情報を警察と共有しました。また、宅配事業者等と締結した高齢者あんしん見守り協定により、見守りを継続して行いました。 【実績】見守り協定締結権数 19件	警察署が中心となる見守りネットワークに参加するほか、認知症等高齢者の事前登録を実施し、登録情報を警察と共有します。また、宅配事業者等と締結した高齢者あんしん見守り協定により、見守りを継続して行うことができるよう、見守り協定締結事業所の拡大を図るよう働きかけを行います。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
認知症高齢者の地域生活への支援 (2-4-5)	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するとともに、認知症カフェの運営支援や、認知症初期集中支援チームの円滑な運営により、適切な時期に適切な医療、介護サービスにつながるよう体制を整備します。 【指標】 認知症地域支援推進員の配置数 9人(2017年度・平成29年度)→12人(2020年度) 認知症初期集中支援チームの支援終了後(モニタリング時)に何らかのサービスにつながっている割合 新規取組のため実績なし→100%(2020年度)	9地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を整備したほか、住民向け研修会の開催、認知症カフェの支援など、認知症のかたを介護サービス等に適切につなぐための様々な取組を行いました。また、認知症初期集中支援チームについて、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、円滑な運営を行いました。 【実績】認知症地域支援推進員の配置数 12人(市職員3人を含む。) 認知症初期集中支援チームの支援終了後に何らかのサービスにつながっている割合 100%	18地域包括支援センター全てに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を強化するほか、住民向け研修会の開催、認知症カフェの支援など、認知症のかたを介護サービス等に適切につなぐための様々な取組を行います。また、認知症初期集中支援チームについて、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、円滑な運営を行います。	B
地域子育て支援ネットワーク事業 (2-4-6)	市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組み、子育て支援活動が充実するよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。	新型コロナウイルス感染症感染拡大により、市内7地域の地域子育て支援ネットワーク連絡会の代表者会議を書面開催とし、活動の支援に努めました。また、連絡会委員を対象とした研修会では「木育講座～年齢にあったおもちゃの選び方」の演題で講演を行い、子育て支援活動の充実を図りました。	市内7地域の地域子育て支援ネットワーク連絡会の子育て支援活動が充実するよう、事務局である各市民サービスセンター・子育て交流ひろばと連携を図るとともに、各地域子育て支援ネットワーク連絡会の活動を支援します。	A
地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組 (2-4-7)	障がい児(者)にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい者への支援体制についての課題に関する情報を共有し、協議を行いながら、地域における障がい者を支える仕組みづくりを推進していきます。また、障がい者支援に関する具体的な内容は、下部組織の各部会において協議を行います。	秋田市障がい者総合支援協議会を開催し、地域における障がい者への支援体制についての課題に関する情報を共有し、協議を行いました。また、課題の具体的な検討について、協議会の下部組織である各部会(相談支援部会、就労部会、児童部会)で協議を行いました。	引き続き、秋田市障がい者総合支援協議会および各部会において、課題に関する情報を共有し、協議を行いながら、地域における障がい児・者を支えるしくみづくりを推進します。	A
学校と地域社会との連携 (2-4-8)	小・中学校では、交流活動や奉仕活動などにより、特別支援学校や高齢者福祉施設と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。	児童生徒の互いに認め合い支え合う心をはぐくむとともに、地域への愛着と誇りを持つよう、社会福祉施設や特別支援学校等と連携した取組のほか、地域貢献活動や、学習活動における地域人材の積極的な活用などに努め、郷土芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図りました。 秋田っ子まもるメールやホームページを活用し、登下校見守り活動ハンドブック等を周知したほか、スクールガードへの参加を呼びかけた。	児童生徒の互いに認め合い支え合う心をはぐくむとともに、地域への愛着と誇りを持つよう、社会福祉施設や特別支援学校等と連携した取組のほか、地域貢献活動や、学習活動における地域人材の積極的な活用などに努め、郷土芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図ります。 コミュニティ・スクールを活用した地域ぐるみの安全活動推進するための物品を購入し、児童生徒の安全対策の強化を図ります。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
地域包括ケアの推進 (2-4-9)	高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者の生活や健康を総合的に支えます。	各地域包括支援センターが担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、医師・歯科医師・薬剤師、リハビリテーション職等の医療関係者や、介護保険事業者、民生委員等が連携し、地域の高齢者の実態や課題等の解決に向け、検討を行いました。	各地域包括支援センターが担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、医師・歯科医師・薬剤師、リハビリテーション職等の医療関係者や、介護保険事業者、民生委員等が連携し、地域の高齢者の実態や課題等の解決に向け、検討を行います。	B
地域包括ケア会議の充実 (2-4-10)	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種協働による地域のネットワーク構築や、地域のケアマネジャーのケアマネジメント力の向上、課題分析の積み重ねによる地域課題の明確化を図ります。 【指標】地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計) 108回(2017年度・平成29年度)→144回(2020年度)	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、多職種が協働し、地域のケアマネジャーが抱える個別ケースの検討を行うことで、専門職同士のネットワークを構築するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上に努めました。 【実績】地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計) 98回	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、多職種が協働し、地域のケアマネジャーが抱える個別ケースの検討を行い、専門職同士のネットワークを構築するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上に努めます。	B
高齢者福祉の充実(基本方向) (3-5-1)	高齢者プランに基づき、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現を目指し、エイジフレンドリーシティの実現、地域包括ケアの構築、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保、介護給付等に要する費用の適正化に取り組みます。	(長寿福祉課) 第10次高齢者プランに掲げた施策事業を着実に推進し、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現に取り組みました。 (介護保険課) 第10次高齢者プラン(第8期介護保険事業計画)に掲げた事業を着実に推進し、介護保険事業の適正な運営に努めました。	(長寿福祉課) 第10次高齢者プランに掲げた施策事業を着実に推進することにより、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現に取り組みます。 (介護保険課) 第10次高齢者プラン(第8期介護保険事業計画)に掲げた事業を着実に推進し、介護保険事業の適正な運営に努めます。	A
障がい者福祉の充実(基本方向) (3-5-2)	障がい者プランに基づき、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」のため、障がいのある方の権利擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進に取り組みます。	第5次障がい者プランの前年度の取組状況について、社会福祉審議会障がい者専門分科会で報告し、その審議結果を反映しながら各種施策を推進しました。	引き続き、社会福祉審議会障がい者専門分科会における審議結果を反映しながら、第5次障がい者プランに基づいた各種施策を推進します。	A
児童福祉・子育て支援の充実(基本方向) (3-5-3)	子ども・子育て未来プランに基づき、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」の実現に向け、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組めます。	「第3次秋田市子ども・子育て未来プラン(第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画)」の7つの基本目標に基づき、各施策を推進しました。	引き続き、「第3次秋田市子ども・子育て未来プラン(第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに向けて、各施策の推進に取り組めます。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
地域保健の充実 (基本方向) (3-5-4)	健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。	健康づくりに関する各種事業の取組を継続したほか、市民健康づくり月間(10月)に合わせ、きららとしょかん明德館にて、健康づくりに役立つ情報のパネル展示および関連図書の展示等を行いました。	令和6年度から取り組む次期国民健康づくり運動プランに向けて、第2次健康あきた市21の最終評価を実施するほか、健康づくりの推進を普及、推進するため、市民健康フォーラムを開催します。	B
「食」の自立支援事業 (3-5-5)	食事の調理が困難な高齢者や障がい者に対し、居宅を訪問して食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、高齢者などの自立した生活を支援します。 【指標】延べ利用回数(高齢者のみ) 77,961回(2017年度・平成29年度)→101,017回(2020年度)	高齢者や障がい者に対し、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行いました。 【実績】延べ利用回数(高齢者のみ) 91,727回	高齢者や障がい者に対し、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行います。	B
介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (3-5-6)	高齢者の状態に適した介護予防サービスを提供することで、要介護状態にならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。	訪問型サービスについて、有資格のサービス(従前相当)から基準を緩和したサービス(訪問型サービスA)への移行を進めました。 また、地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメント力の強化を図るため、ケアプラン作成・評価時にリハビリ専門職を派遣し、ケアマネジメントの検証や支援を行ったほか、ケアマネジメントの分析を行い、その結果を基に研修会等を実施しました。	高齢者の状態に適した多様なサービスの拡充に努めるほか、地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメント力の強化を図るための支援を行います。	B
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 (3-5-7)	医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、現状と課題を把握し、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の整備を図ります。 【指標】在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数 5回(2017年度・平成29年度)→9回(2020年度)	在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制づくりに向け、在宅医療・介護連携推進協議会において課題を整理するとともに、在宅医療・介護関係者向けの研修会を開催し、多職種間の相互理解や情報共有に努めました。 【実績】在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数 6回	在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制づくりに向け、在宅医療・介護連携推進協議会において課題を整理するとともに、在宅医療・介護関係者向けの研修会を開催し、多職種間の相互理解や情報共有に努めます。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
生活保護の適正実施と自立支援の促進 (3-5-8)	国・県との連携強化に努め、困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を充実させるなどし、自立支援体制を整えていきます。	関係機関との連携により、生活保護を適正に実施しました。就労支援については、ハローワークとの連携のもと就職に向けた個別支援を実施しました。また、ひきこもり者およびひとり親家庭については、関係機関と協力し、個々の課題に応じたきめ細かな支援に努めました。さらに、健康上の課題を抱える被保護者に対しては、医療扶助レセプトデータの分析に基づき、頻回受診の是正指導や受診勧奨などの支援を実施しました。	引き続き関係機関との連携を図りながら、保護の適正実施を継続します。また、自立支援プログラムによる就労支援、ひとり親支援およびひきこもり者へのきめ細かな支援を継続するとともに、健康上の課題を抱える被保護者に対して、頻回受診の是正指導や受診勧奨等の支援を継続します。	B
福祉医療費給付事業 (3-5-9)	国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児および小・中学生、ひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。	(障がい福祉課) 重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者の医療費を助成しました。 (子ども総務課) 乳幼児および小・中学生、ひとり親家庭等の児童の医療費を助成しました。	(障がい福祉課) 引き続き医療費を助成し、受給者の健康保持と経済負担の軽減を図ります。 (子ども総務課) 引き続き医療費を助成し、子育て世帯の経済負担の軽減を図ります。	A
社会福祉法人および事業者の指導監査等 (3-5-10)	法人および事業所等に対する指導監査等における結果を公表するとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。	令和2年度実施の指導監査結果について、ホームページで公表しました。また、令和3年度は、法人、施設等の適正かつ健全で安定した運営の維持・向上や、利用者の処遇の充実を図るため、社会福祉法人監査20法人、母子生活支援施設3施設、保育所等139施設、老人福祉施設12施設、障がい者施設3施設、救護施設1施設を対象に指導監査を行いました。	令和3年度実施の指導監査結果について、ホームページで公表しました。また、令和4年度は、法人、施設等の適正かつ健全で安定した運営の維持・向上や、利用者の処遇の充実を図るため、社会福祉法人監査23法人、母子生活支援施設3施設、保育所等140施設、老人福祉施設16施設、障がい者施設3施設を対象に指導監査を実施する予定です。	B
民生委員・児童委員による個別援助活動 (3-5-11)	地域住民が自立した日常生活を営むことができるために、民生委員・児童委員が日常的な訪問活動により住民の福祉ニーズを把握するとともに、各種相談に応じます。また、福祉サービスを適切に利用できるよう、民生委員・児童委員が地域住民に対し必要な情報を提供するとともに、行政等とのパイプ役となります。	民生委員・児童委員が、それぞれの地域で延べ17,090件の相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問等を行いました。	引き続き、それぞれの地域で相談に応じ、ひとり暮らし高齢者等への訪問等で、必要な情報提供や行政への橋渡しを行います。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
成年後見制度利用支援事業 (3-5-12)	成年後見が必要な障がい者や高齢者に関する相談等について、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談関係機関が連携して対応し、市長申立の手続等適切に対応するほか、経済的な理由により、選任された成年後見人等への報酬にかかる費用を負担できない高齢者等への助成を行います。 【指標】後見等市長申立て件数9件(2017年度・平成29年度)→12件(2020年度) ※高齢者分	(障がい福祉課) 成年後見制度の利用促進のため、パンフレットを活用し、制度の周知を図るとともに、成年後見人等に対する報酬および申立費用の助成を行いました。 【実績】後見等市長申立て件数5件、報酬助成9件 (長寿福祉課) 地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談関係機関と連携し、制度利用が必要な高齢者等に対し制度説明や助言等を行ったほか、市長による審判申立てや、後見人等に対する報酬助成を行いました。 【実績】後見等市長申立て件数10件 ※高齢者分	(障がい福祉課) 成年後見制度利用にかかるパンフレット等を活用しながら制度の周知を図り、権利擁護を推進していきます。 (長寿福祉課) 令和4年1月に設置した秋田市権利擁護センターを中心として、地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、制度利用が必要な高齢者等に対し制度説明や助言等を行うほか、市長による審判申立てや、後見人等に対する報酬助成を行います。	B
高齢者、障がい者、児童等への虐待防止 (3-5-13)	各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。	(長寿福祉課) 高齢者虐待の防止と早期発見および支援のため、各種相談機関等との連携を図るとともに、虐待の未然防止に向け、高齢者やその家族と接することが多い介護事業者などに出前講座を行うなど、虐待防止のための意識啓発を行いました。 (障がい福祉課) 虐待通報に対して、関係機関と協議しながら虐待解決への対応を行いました。 (子ども未来センター) 必要に応じて、基幹相談支援センター等と連携すると共に、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携のもと、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。	(長寿福祉課) 高齢者虐待の防止と早期発見および支援のため、各種相談機関等との連携を図るとともに、虐待の未然防止に向け、高齢者やその家族と接することが多い介護事業者などに出前講座を行うなど、虐待防止のための意識啓発を行います。 (障がい福祉課) 引き続き、関係機関等と連携を図り、虐待防止および虐待への早期対応に努めます。 (子ども未来センター) 引き続き、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止啓発に努めます。また、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を適時行い、関係機関等との連携のもと、適切な対応に努めます。	A
市民小口資金の貸付け (3-5-14)	低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合、秋田市社会福祉協議会では生活のつなぎ資金を貸付けます。 市は、貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸し付けます。	秋田市社会福祉協議会では、87名に対して一時的な生活資金を貸し付けました。市は、同協議会に対して、市民小口資金の原資を貸し付けました。	引き続き、一時的な生活資金を貸し付けます。市は、同協議会に対して、市民小口資金の原資を貸し付けます。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
生活困窮者への相談・支援 (3-5-15)	事例検討会や支援団体の研修等での制度説明を継続し、関係機関との連携をさらに深めるとともに、生活困窮者自立支援制度の実施体制を充実させることで、包括的・早期的な支援を行います。 【指標】 新規受付件数 441件(2017年度・平成29年度) →541件(2020年度) プラン作成件数 127件(2017年度・平成29年度) →134件(2020年度) 就労支援対象者数 47人(2017年度・平成29年度) →69人(2020年度)	生活困窮者自立相談支援事業として、悩みごとを抱えた市民の相談を受け付け、住居確保給付金支給事業や子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を通じて、自立に向けた支援を実施しました。また、引き続きひきこもり者等に対するアウトリーチ支援を実施しました。 新規受付件数:747件 プラン作成件数:126件 就労支援対象者数:70人	生活困窮者自立相談支援事業として、悩みごとを抱えた市民の相談を受け付け、住居確保給付金支給事業や子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を通じて、自立に向けた支援を実施します。また、引き続きひきこもり者等に対するアウトリーチ支援を実施します。	B
子どもの貧困対策の推進 (3-5-16)	子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるように、関係機関や地域等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。	子どもの貧困対策庁内連絡会や外部の関係機関で組織するネットワーク会議において協議した上で第2期秋田市子どもの未来応援計画を令和4年3月に策定しました。	引き続き、秋田市子どもの未来応援計画に基づき、各施策の推進を図るとともに、ネットワーク会議や庁内連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図ります。	B
市民の健康づくりの推進 (3-5-17)	各種健康づくり事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の受診率向上のため、実施方法や周知方法を改善し、より多くの市民が受診しやすい体制づくりに努めます。	R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域等で行う健康教育の機会が減少しましたが、がんや生活習慣病予防、介護予防のための食生活や運動などについて、感染症予防対策を講じながら普及啓発に努めました。また、健診ガイドを市内全戸に配布したほか、がん検診では秋田市独自の割引制度を継続実施し、対象者に受診勧奨通知を郵送しました。さらに、感染症予防対策を講じながら、事前予約・定員制による集団健診の受診機会を設けました。	新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、各種健康づくり事業において、がんや生活習慣病予防、介護予防のための食生活や運動などについて普及啓発します。また、健診ガイドを市内全戸に配布するほか、がん検診では秋田市独自の割引制度を継続実施し、対象者に受診勧奨通知を郵送し、受診率の向上に努めます。さらに、感染症予防対策として、集団健診においては、引き続き事前予約・定員制にて実施します。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
健康づくり・生きがいづくり支援事業 (3-5-18)	高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくりや生きがいづくりの事業を支援するほか、介護予防体操、健康教室などを開催し、高齢者の閉じこもりを防止します。 【指標】健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施件数 78件(2017年度・平成29年度)→78件(2020年度) 地域サロン事業の実施件数 37件(2017年度・平成29年度)→38件(2020年度) いきいきサロン事業の参加者数 1,251人(2017年度・平成29年度)→1,232人(2020年度)	秋田市社会福祉協議会が元気アップ事業として、各地区のコミセンや町内会館などで実施している「健康づくり・生きがいづくり支援事業」および「地域サロン事業」に対し補助金を交付するほか、老人いこいの家などで軽スポーツや健康教室を実施する「いきいきサロン事業」を開催しました。 【実績】健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施件数 76件 地域サロン事業の実施件数 38件 いきいきサロン事業の参加者数562人	秋田市社会福祉協議会が元気アップ事業として、各地区のコミセンや町内会館などで実施している「健康づくり・生きがいづくり支援事業」および「地域サロン事業」に対し補助金を交付するほか、老人いこいの家などで軽スポーツや健康教室を実施する「いきいきサロン事業」を開催します。	A
高齢者就業機会確保事業 (3-5-19)	60歳以上のかたが補完的・短期的な業務を通じて、生きがいづくりの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。 【指標】会員数956人(2017年度末・平成29年度末)→1,000人(2020年度末)	(一社)秋田市シルバー人材センターの事業等に対し、補助金を交付し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会福祉の向上を図りました。 しかしながら、コロナ禍で入会説明会の開催回数が制限されたことや退会者数が入会者数を大きく上回ったことにより、会員数が令和3年度末で874人となったものです。	引き続き、高齢者の生きがいづくりや社会参加促進を図るため、(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援してまいります。	B
移動手段(公共交通)の確保 (3-5-20)	「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。	路線バス事業者に対し運行費補助を継続し生活バス路線の維持を図るとともに、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、下北手線を運行したほか、新たに地域、行政、民間事業者(タクシー事業者やスーパーマーケット)が連携して運行する買物タクシーの実証運行を新藤田地区で実施しました。	路線バス事業者に対し運行費補助を継続し生活バス路線の維持を図るとともに、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、下北手線を運行するほか、3年度に実証運行を実施した買物タクシーについて、新藤田地区で本格運行するほか、檜山の一部地区で実証運行を実施します。	A
高齢者コインバス事業 (3-5-21)	65歳以上の高齢者を対象に市内のバス路線を1乗車100円で利用できる資格証明書を交付し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。 【指標】コインバス資格証明書の交付率 61.28%(2017年度・平成29年度)→64%(2020年度)	65歳以上の高齢者を対象に、コインバス資格証明書を交付し、高齢者の社会参加と生きがいづくりのための外出を支援しました。 【実績】コインバス資格証明書の交付率 64.49%	65歳以上の高齢者を対象に、市内の路線バスを一乗車100円で利用できるような助成し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。 また、令和4年10月以降、コインバスの実施方法を資格証明書からICカードへ順次切り替えます。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
障がい者への交通費補助 (3-5-22)	障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」の交付をし、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。	手帳交付時に事業の説明を行い、周知に努めました。また、年次更新時期には、秋田市広報で市民への周知を行いました。	引き続き、屋外での移動が困難な障がい者の外出に対して積極的な支援を行うことで、障がい者が安心して生活が送れるよう支援していきます。	B
移動支援事業 (3-5-23)	屋外で移動が困難な障がい児(者)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。	屋外で移動が困難な障がい者が、余暇・スポーツ活動の参加や買い物などで外出する際、介助者による支援を行うことで、地域における自立した生活と社会参加を支援しました。 (令和3年度利用者数: 33人、利用回数: 延べ479回)	引き続き、屋外で移動が困難な障がい者の外出に対して積極的な支援を行うことで、障がい者が安心して地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。	B
福祉有償運送 (3-5-24)	公共交通機関の状況等を勘察しながらNPO等が実施する福祉有償運送により移動制約者の交通手段を確保します。	令和元年度末で事業廃止	令和元年度末で事業廃止	※
市営住宅における入居要件の緩和 (3-5-25)	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、今後は、ひとり暮らし高齢者や障がい者が申し込み可能な住宅の拡充等を検討していきます。また、多子世帯にも、優先入居を実施します。	低層階への住替申請を8件受け付けました。また、入居要件緩和措置(裁量階層世帯)による入居は54件あり、優先入居として延べ111件の募集を行いました。 高齢単身者等の入居に係る運用基準を新たに策定し、高齢者や障がい者の入居対象住宅を拡充した。	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、今後は、多子世帯にも、優先入居を実施します。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
高齢者や障がい者の住環境の整備 (3-5-26)	高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームや生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備や住宅改修の促進に努めます。 また、サービス付き高齢者向け住宅の登録手続を迅速かつ正確に行い、高齢者が安心して生活できる住まいづくりの推進に努めます。	(障がい福祉課) 令和3年度において障がい者用グループホームの新規指定は1か所ありました。令和3年度末現在で52か所が登録されており、障がい者が地域で安心して生活できる住まいづくりの推進に努めました。 (長寿福祉課) 生活支援ハウスの運営により、ひとり暮らしなどの高齢者が安心して生活できるように努めました。 なお、令和3年度末で事業を廃止しました。 (介護保険課) 令和4年度に開設するグループホーム2施設(2ユニット)の整備予定事業者を公募により選定しました。 (住宅整備課) 9件のサービス付き高齢者向け住宅の登録更新を行っており、当該年度末における登録数は29件となっています。	(障がい福祉課) グループホーム利用者のニーズを把握しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。 (長寿福祉課) 令和3年度末で事業廃止 (介護保険課) 令和5年度に開設するグループホーム(3ユニット)の整備予定事業者を公募により選定します。 (住宅整備課) 住宅の整備を検討する事業者へ補助制度や優遇措置等に関する情報提供を行っていくとともに、市民に対しても、ニーズにあった住まいの選択ができるよう情報提供を行っていきます。	A
地域包括支援センターの運営 (3-6-1)	市内に18か所配置している地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援します。	市内18か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の相談対応や介護予防ケアマネジメントを実施したほか、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、介護、福祉、保健、医療など、様々な面から高齢者等を支援しました。	市内18か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の相談対応や介護予防ケアマネジメントを実施するほか、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、介護、福祉、保健、医療など、様々な面から高齢者等を支援します。	A
在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 (3-6-2)	在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービスを適切に選択できるように、在宅医療と介護に関する情報提供や知識の普及・啓発を図ります。 【指標】市民講演会の開催回数 1回(2017年度・平成29年度) →3回(2020年度)	在宅医療と介護に関する情報のうち、人生会議(ACP)に関する市民向けリーフレットを作成し、介護入所施設や居宅支援事業所等へ配布しました。なお、市民向け講演会については、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催を見送りました。 【実績】市民講演会等の開催回数 0回	在宅医療と介護に関する情報のうち、人生会議(ACP)に関する市民向けリーフレットの配布先を拡大するほか、市民向け講演会を開催します。	B
成年後見制度の普及啓発 (3-6-3)	成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、法人後見を進めている秋田市社会福祉協議会や家庭裁判所、司法団体などの関係機関と連携し、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ります。	成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、高齢部門と障がい部門を併せた基本計画を令和4年3月に策定するとともに、関係機関との連携に係る方策等について話し合う協議会の設置準備を進めました。 また、利用促進の中核となる機関として、秋田市権利擁護センターを令和4年1月に設置し、関係機関との地域連携ネットワーク体制を整備しました。	令和4年4月に設置した秋田市成年後見制度利用促進協議会において、秋田市権利擁護センターを中心とした関係機関との連携に係る方策等を協議します。 また、広報あきたやリーフレット等を活用し、秋田市権利擁護センターの周知を行い、制度の周知および利用促進を図ります。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
障がい者への相談支援事業 (3-6-4)	障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。	基幹相談支援センターおよび相談支援専門員等の専門的な職員を配置している障がい種別ごとの3拠点において障がい児・者の相談支援を実施しました。 ※令和3年度相談件数 ・基幹相談支援センター 2, 876件 ・ほくと 1, 589件 ・竹生寮 3, 241件 ・クローバー 2, 231件	引き続き、基幹相談支援センターおよび相談支援専門員等の専門的な職員を配置している障がい種別ごとの3拠点において、相談支援を実施します。 ※3拠点 ・障がい者生活支援センターほくと(身体) ・竹生寮(知的) ・指定相談支援事業所クローバー(精神)	A
子育て家庭等に関する相談支援の充実 (3-6-5)	子育て家庭が、必要とする支援を選択して利用できるよう、行政サービス、子育て支援事業、保育施設等の情報提供を行うほか、子育てをはじめ、生き方、夫婦関係、人間関係などの相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。	利用者支援相談員、家庭相談員、女性相談員が必要に応じて連携しながら、相談者が相談しやすい体制を確保しました。また、それぞれの相談員の専門性を活かし、子育て家庭が必要とする支援の情報提供を行いました。	引き続き、相談先の周知に努め、子育て家庭が必要とする支援の情報提供を行い、相談者にとって相談しやすい体制の確保に努めます。	A
精神保健対策事業の推進 (3-6-6)	精神障がい者の早期治療ならびに社会復帰と社会参加の促進のために相談・訪問支援等を行います。また精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行います。	秋田市精神障がい者の退院後支援マニュアルに基づいた退院後支援を実施したほか、精神科医・臨床心理士・保健師等による精神保健福祉相談等を行いました。こころの健康アップ講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しましたが、こころのケア相談セミナーに内容を取り入れ、オンラインにより実施しました。また、職場や地域における心の健康教育を実施しました。	秋田市精神障がい者の退院後支援マニュアルに基づいた退院後支援のほか、精神科医・臨床心理士・保健師等による精神保健福祉相談等を行います。また、こころのケア相談セミナーの開催や、職場・地域における心の健康教育を実施します。	B
各種相談窓口のPR (3-6-7)	支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。	庁内各課で作成するしおりやリーフレット等に、相談窓口を掲載するなど、周知を図りました。	引き続き、庁内各課で作成するしおりやリーフレット等に、相談窓口を掲載するなど、周知を図ります。	B
高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)	高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス(※)に関する情報を集約・発信し、高齢者を始めとする全ての市民が、生活支援に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。 【指標】秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数 25,000部(2017年度・平成29年度)→25,000部(2020年度) ※介護保険制度に基づく公的機関や専門職によるサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援。	高齢者やそのご家族などの暮らしに役立つインフォーマルサービス(介護保険等の公的サービス以外のサービス)に関する情報を集約した冊子を20,000部発行し、市の窓口や各地域包括支援センター等に設置したほか、民生児童委員に周知し、必要な方の手元に届くよう呼びかけました。 【実績】秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数 20,000部	高齢者やそのご家族などの暮らしに役立つインフォーマルサービス(介護保険等の公的サービス以外のサービス)に関する情報を集約した冊子を20,000部発行し、市の窓口や各地域包括支援センター等に設置するほか、民生児童委員に周知し、必要な方の手元に届くよう呼びかけていきます。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
自主防災組織の育成強化 (4-7-1)	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。	新たに3町内会が自主防災組織を結成した。組織を継続して活動している8組織に対し防災資機材を助成した。地域の防災訓練や防災研修会等に約22回職員を派遣し、1,000人以上が参加した。	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。	B
要援護者への防災・災害情報の提供 (4-7-2)	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めました。また、避難勧告等の避難情報を迅速かつ正確に提供するよう努めました。	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。	B
地域における除排雪体制の構築 (4-7-3)	高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、小型除雪機のシーズン貸出しや、燃料支給、小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。また、コミュニティセンターへ小型除雪機を配備し町内会等への貸出により、地域住民による除排雪を支援します。	<p>(生活総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機を町内会等の除雪作業に貸し出しを行いました。 ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機の運搬および排雪に使用する軽トラックを借上げ、本庁舎へ配置しました。 <p>(道路維持課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の必要性について、広報あきた、市ホームページ、秋田市広報板などへの掲載と、道路除排雪の基本計画書を町内会長へ送付し、周知に努めました。 ・小型除雪機のシーズン貸出について、希望する町内会等へ貸出しました。また、個人所有の小型除雪機への燃料支給や、小規模堆雪場の確保などの取組により、地域住民による除排雪の支援に努めました。 	<p>(生活総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機を町内会等の除雪作業に貸し出しを行います。 ・各地区コミュニティセンター等へ配備した小型除雪機の運搬および排雪に使用する軽トラックを借上げ、本庁舎へ配置します。 ・小型除雪機利用促進のため、町内会長を対象とした操作講習会を開催します。 <p>(道路維持課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の必要性について、広報あきた、市ホームページ、秋田市広報板などへの掲載と、道路除排雪の基本計画書を町内会長へ送付し、周知に努めます。 ・小型除雪機のシーズン貸出しや、燃料支給、小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。 	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
<p>高齢者や障がい者宅の除排雪支援 (4-7-4)</p>	<p>身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械除雪後の雪塊の除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。</p>	<p>(障がい福祉課) 障がい者雪下ろし支援事業により、障がい者世帯の雪下ろしおよび排雪に要する費用の一部を助成しました。 ※令和3年度実績 1件(15,000円)</p> <p>(長寿福祉課) 高齢者雪寄せ支援事業として、ひとり暮らしなどで支援が必要な高齢者に対し、玄関から道路に出るまでの雪寄せ作業を行いました。 また、自力での自宅屋根の雪下ろしが困難な高齢者等の世帯に対し、雪下ろしや排雪に要する費用の一部を助成しました。</p> <p>(道路維持課) ・市が除雪を行う道路に面した高齢者世帯および障がい者世帯の間口登録された世帯の機械除雪後の間口へ置かれた雪塊の除去を実施しました。</p>	<p>(障がい福祉課) 障がい者雪下ろし支援事業により、市豪雪対策本部設置時等に自力で雪下ろしが困難であり、かつ倒壊の危険がある場合に雪下ろし等に要する費用の一部を助成します。</p> <p>(長寿福祉課) 高齢者雪寄せ支援事業として、ひとり暮らしなどで支援が必要な高齢者に対し、玄関から道路に出るまでの雪寄せ作業を行います。 また、高齢者雪下ろし支援事業として市豪雪対策本部設置時等に自力で雪下ろしが困難な高齢者等の世帯に対し、雪下ろし等に要する費用の一部を助成し、積雪による家屋の倒壊等の事故を防ぎます。</p> <p>(道路維持課) ・市が除雪を行う道路に面した高齢者世帯および障がい者世帯の間口登録された世帯の機械除雪後の間口へ置かれた雪塊の除去を実施します。</p>	<p>B</p>
<p>消費者啓発 (4-7-5)</p>	<p>判断能力の低下や情報を得る機会が少ないことにより被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどを対象に「消費生活出前講座」を継続実施します。また、広報あきた、ホームページ、SNS ※、デジタルサイネージ、秋田市広報板を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。 【指標】消費生活出前講座開催数 36回(2017年度・平成29年度)→50回(2020年度) ※SNS…ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと</p>	<p>・感染症予防対策を講じた上で、町内会・老人クラブ等に向けて実施した。 実施回数 62回 受講者数 延べ2,295人</p> <p>・消費者トラブル最新情報の発信として、消費生活パネル展のほか、広報あきた、秋田市広報板、ツイッター、フェイスブック等で啓発、注意喚起を行うとともに、テレビおよびラジオの市政番組を制作して広報活動を実施した。</p> <p>・緊急性の高い事案は地域包括支援センターに対し情報提供を行った。</p>	<p>・町内会、老人クラブ等に対し「消費生活出前講座」の案内および新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で実施する。なお、感染状況に応じて、随時、実施方法を検討する。</p> <p>・消費者トラブル最新情報の発信として、消費生活パネル展のほか、広報あきた、秋田市広報板、ツイッター、フェイスブック等で啓発、注意喚起を行うとともに、テレビおよびラジオの市政番組を制作して広報活動を実施する。</p>	<p>A</p>

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
交通安全対策 (4-7-6)	子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を効果的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。	幼児を対象とした交通安全教室、在宅親子への交通安全指導、小学生を対象とした児童センター等での交通安全指導を実施しました。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全運動を推進しました。	幼児および高齢者を対象とした交通安全教室、在宅親子への交通安全指導、小学生を対象とした児童センター等での交通安全指導を実施します。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全運動を推進します。	B
火災予防の推進 (4-7-7)	春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。	春・秋の火災予防運動や各種イベント、消防訓練指導、火災予防出前講座等の機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めました。	春・秋の火災予防運動や各種イベント、消防訓練指導、火災予防出前講座等の機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災における高齢者の被害抑止、低減を目指します。	B
応急手当の普及、救急救命体制の整備 (4-7-8)	AED(自動体外式除細動器)の使用法を含めた救命講習会の充実に努め、市民と一体となった救急救命活動を実践するとともに、認定救急救命士を養成するなど、より高度な救命処置を可能にし、救急救命体制を強化します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心になって取り組む救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の救急医療に生かします。	AED(自動体外式除細動器)の使用法を含めた救命講習会は規模を縮小するなどソーシャルディスタンスに配慮しながら実施しました。オミクロン株の急拡大により中止時期もありましたが、ホームページでの啓発を継続して行うとともに各種イベントへのAED貸出事業を行い、市民による救命率向上を目指しました。また、認定救命士を養成し、救急救命体制を強化しました。ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦の緊急時対応として秋田市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の円滑な救急搬送に活かしました。	AED(自動体外式除細動器)の使用法を含めた救命講習会は社会状況を見据えながら実施するとともにホームページでの啓発を継続します。また、市民による救命率向上を狙いとした各種イベントへのAED貸出事業を実施し、救急救命体制を強化していきます。高齢者の緊急時対応について啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心になって取り組む救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者の円滑な救急搬送に活かします。	A
緊急通報システム事業 (4-7-9)	ひとり暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全を確保します。 【指標】緊急通報システムの設置台数 567台(2017年度・平成29年度)→555台(2020年度)	ひとり暮らしの高齢者や障がい者などに緊急通報システムを貸与し、緊急事態発生時に対応するとともに、週1回、「お元気コール」による安否確認を行いました。 【実績】緊急通報システムの設置台数 431台	ひとり暮らしの高齢者や障がい者などに緊急通報システムを貸与し、緊急事態発生時に対応するとともに、週1回、「お元気コール」による安否確認を行います。	B

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
要保護高齢者等 シェルター 事業 (4-7-10)	養護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援・要介護認定者以外の高齢者などを、特別養護老人ホームなどで一時的に保護します。	虐待等により緊急に一時的な保護が必要となる場合に備え、居所を確保するとともに、被虐待者2名を一時的に保護しました。	虐待等により緊急に一時的な保護が必要となる場合に備え、居所を確保するとともに、必要に応じて、被虐待者の一時保護を行います。	A
自殺対策 事業 (4-7-11)	(仮称)秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、自殺者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。 また、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺対策を展開します。	秋田市自殺対策強化月間にあわせた広報等によるPRや自殺対策関連のパンフレット・ステッカー・啓発グッズの配布等を行ったほか、各種研修会等を通じて、地域における早期対応の人材育成、心の健康づくりを推進しました。 また、「秋田市自殺対策ネットワーク会議」や「秋田市自殺対策庁内連絡会議」等とおして、庁内・庁外の関係機関との密接な連携と協力のもと、総合的な自殺対策を実施しました。	秋田市自殺対策強化月間にあわせた広報等でのPRやパンフレット等の配布等を行うほか、各種研修会等を通じて、地域における早期対応の人材育成、心の健康づくりを推進します。 また、令和3年度開催の「秋田市自殺対策ネットワーク会議重点施策検討部会(生活困窮者対策)」の協議結果を反映した事業を実施するほか、令和4年度は高齢者対策について検討します。	B
住宅環境 の整備 (4-7-12)	住宅の耐震診断・改修に関するパンフレットの配布等を実施し、市民の防災意識の向上を図る活動を行います。また、市内の空き家のうち、特に危険度の高い空き家について、倒壊や資材の飛散等による事故を未然に防止するため、所有者の調査、助言および指導、危険回避のための緊急安全措置の実施および除却費への補助金の交付を行います。	(建築指導課) 本市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い6地区の木造戸建住宅(936戸)を対象に、耐震化を促すパンフレットの戸別配布を行いました。 (防災安全対策課) また、建築士等と建築を学ぶ学生が地域の住宅を訪問し、実際に簡易な耐震診断等を実施して、地域の防災意識の向上を図る活動を行いました。 また、市民から相談のあった危険度が高い空き家については、所有者調査を実施し、助言および指導を文書で13件、口頭で33件行いました。その結果、除却にいたったものは17件あり、うち13件については補助金の交付を行った。なお、緊急安全措置については1件実施しました。	(建築指導課) 市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い地区の木造戸建住宅を対象に、耐震化を促すパンフレット等の戸別配布を行います。 また、建築士等と建築を学ぶ学生が地域の住宅を訪問し、実際に簡易な耐震診断などを実施して、地域の防災意識の向上を図る活動を行います。 (防災安全対策課) 今後も引き続き、空き家の適正な管理が行われるよう、助言や指導を行っていくとともに、緊急安全措置の実施や、除却への補助金の交付を行っていきます。	A

1 「第4次秋田市地域福祉計画の令和3年度取組状況および令和4年度取組予定」について(一覧)

取組	取組の方向	令和3年度の取組状況	令和4年度の取組予定	自己評価
<p>安全な歩行者空間の確保 (4-7-13)</p>	<p>高齢者、障がい者を含むすべての人にやさしい歩行空間を確保するため、歩道の整備にあたってはバリアフリー化※を実施し、新設する歩道については、3m以上の幅員を確保するよう努めます。 また、消融雪設備の整備などにより、冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。</p>	<p>(道路建設課) 御野場団地2号線の既設道路におけるバリアフリー化を実施しました。</p> <p>(道路維持課) ・市道千秋明德町1号線ほか1路線の歩道消融雪設備の改良工事を実施しました。 ・既存の歩道消融雪設備の適切な維持管理と除排雪により、冬期間の安全で快適な歩行者空間の確保に努めました。</p>	<p>(道路建設課) 御野場団地内の既設道路におけるバリアフリー化を予定しております。</p> <p>(道路維持課) ・市道新都市大通線ほか2路線の歩道消融雪設備の改良工事を実施します。 ・既存の歩道消融雪設備の適切な維持管理と除排雪により、冬期間の安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。</p>	<p>B</p>
<p>既存公共施設等のバリアフリー化の促進 (4-7-14)</p>	<p>段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、公園などのバリアフリー化※を促進します。 【指標】「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業等の整備進捗率 94.1%(2017年度・平成29年度)→100%(2020年度)</p>	<p>令和2年度末の「秋田市バリアフリー基本構想」の構想期間満了に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、本市のバリアフリー化の方針を示す、「秋田市バリアフリーマスタープラン」を策定しました。また、心のバリアフリーの推進に向けた取組として、市内の小学校6校でバリアフリー教室を行いました。</p>	<p>学識経験者や障がい当事者、交通事業者、行政の職員等で構成されるバリアフリー協議会を開催し、既存公共施設等のバリアフリー化の促進やバリアフリーに関する課題の共有を図ります。また、継続して市内の小学校を対象にしたバリアフリー教室を開催する予定です。</p>	<p>A</p>
<p>都市公園のバリアフリー化 (4-7-15)</p>	<p>都市公園のバリアフリー化※を図り、高齢者、障がい者や子どもなど、誰もが安全で安心して利用できる公園へと再整備します。</p>	<p>桜第二街区公園、手形十七流第二街区公園および城南苑街区公園の3公園について、園路等のバリアフリー化を実施しました。</p>	<p>飯島第二街区公園、茨島街区公園、松美ヶ丘第二街区公園、保野野鉄砲町街区公園、沼田街区公園および檜山石塚谷地第二児童遊園地の6公園について、園路等のバリアフリー化を実施します。</p>	<p>A</p>

2 主な取組指標に関する実績(一覧)

No.	取組	指標	策定時実績	令和3年度	目標値
1	男女共生社会の推進(1-1-3)	男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方	反対派47.8% (平成28年度)	反対派62.6% →	反対派56.0% (令和2年度)
2	エイジフレンドリーシティの推進(1-1-4)	カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度	70% (平成29年度)	100% ↑	100% (令和5年度)
3	エイジフレンドリーシティの推進(1-1-5)	登録事業所数	90事業所 (平成29年度)	115事業所 ↑	180事業所 (令和2年度)
4	市民活動の促進(1-2-4)	市民活動団体による市民交流サロン内での活動件数	349人 (令和元年度)	381人 ↑	349人 (令和7年度)
5	認知症サポーターの養成(1-2-6)	認知症サポーター養成講座受講者数	2,756人 (平成29年度)	1,284人 ↓	3,800人 (令和2年度)
6	高齢者生活支援体制整備事業の推進(1-2-7)	サービスの担い手養成研修への参加者	新規取組のため実績値なし	38人 ↑	60人 (令和2年度)
7	介護支援ボランティアの推進(1-2-8)	年間延べ活動者数	3,247人 (平成29年度)	登録者数407人 ※	4,500人 (令和2年度)
8	傾聴ボランティア養成事業の推進(1-2-9)	ボランティア活動者数	12人 (平成29年度)	令和2年度末で事業廃止 ※	20人 (令和2年度)
9	生涯学習(社会参加活動)の推進(1-2-10)	高齢者教育事業参加者数	8,081人 (平成29年度)	4,589人 ↓	9,100人 (令和2年度)
10	老人クラブ活動の活性化(1-2-11)	新規クラブ数	1団体、100人 (平成29年度)	0団体、0人 ↓	2団体、60人 (令和2年度)
11	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進(2-3-1)	世代間交流事業参加者数	1,154人 (平成29年度)	406人 ↓	1,500人 (令和2年度)
12	住民の支え合いによるサービスの実施(2-3-3)	訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合	新規取組のため実績値なし	実績なし →	7% (令和2年度)
13	地域コミュニティ活動への支援(2-3-4)	地域づくり交付金交付件数	55件 (平成29年度)	28件 →	65件 (令和2年度)
14	見守りネットワーク協議会の開催(2-4-2)	協議会の毎年開催	未開催	未開催 →	協議会の毎年開催
15	認知症高齢者などの見守り体制の構築(2-4-4)	見守り協定締結件数	11件 (平成29年度)	19件 ↑	20件 (令和2年度)
16	認知症高齢者の地域生活への支援(2-4-5)	認知症地域支援推進員の配置数	9人 (平成29年度)	12人(市職員3人含) ↑	12人 (令和2年度)
17	認知症高齢者の地域生活への支援(2-4-5)	認知症初期集中支援チームの支援終了後(モニタリング時)に何らかのサービスにつながっている割合	新規取組のため実績値なし	100% ↑	100% (令和2年度)
18	地域包括ケア会議の充実(2-4-10)	地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計)	108回 (平成29年度)	98回 →	144回 (令和2年度)
19	「食」の自立支援事業(3-5-5)	延べ利用回数(高齢者のみ)	77,961回 (平成29年度)	91,727回 →	101,017回 (令和2年度)
20	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備(3-5-7)	在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数	5回 (平成29年度)	6回 ↑	9回 (令和2年度)
21	成年後見制度利用支援事業(3-5-12)	後見等市長申立て件数	9件 (平成29年度)	10件 →	12件 (令和2年度)
22	生活困窮者への相談・支援(3-5-15)	新規受付件数	441件 (平成29年度)	747件 ↑	541件 (令和2年度)
23	生活困窮者への相談・支援(3-5-15)	プラン作成件数	127件 (平成29年度)	126件 →	134件 (令和2年度)

No.	取組	指標	策定時実績	令和3年度	目標値
24	生活困窮者への相談・支援(3-5-15)	就労支援対象者数	47人 (平成29年度)	70人 ↑	69人 (令和2年度)
25	健康づくり・生きがいづくり支援事業(3-5-18)	健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施件数	78件 (平成29年度)	76件 →	78件 (令和2年度)
26	健康づくり・生きがいづくり支援事業(3-5-18)	地域サロン事業の実施件数	37件 (平成29年度)	38件 →	38件 (令和2年度)
27	健康づくり・生きがいづくり支援事業(3-5-18)	いきいきサロン事業の参加者数	1,251人 (平成29年度)	562人 ↓	1,232人 (令和2年度)
28	高齢者就業機会確保事業(3-5-19)	会員数	956人 (平成29年度)	874人 →	1,000人 (令和2年度)
29	高齢者コインバス事業 (3-5-21)	コインバス資格証明書の交付率	61.28% (平成29年度)	64.49% →	64% (令和2年度)
30	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進(3-6-2)	市民講演会の開催回数	1回 (平成29年度)	0回 ↓	3回 (令和2年度)
31	高齢者生活支援情報提供事業(3-6-8)	秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数	25,000部 (平成29年度)	20,000部 →	25,000部 (令和2年度)
32	消費者啓発(4-7-5)	消費生活出前講座開催数	36回 (平成29年度)	62回 ↑	50回 (令和2年度)
33	緊急通報システム事業 (4-7-9)	緊急通報システムの設置台数	567台 (平成29年度)	431台 ↓	555台 (令和2年度)
34	既存公共施設等のバリアフリー化の促進 (4-7-14)	「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業等の整備進捗率	94.1% (平成29年度)	100% →	100% (令和2年度)

「第 4 次秋田市地域福祉計画」重点事業の取組について

「重点事業 1 包括的支援体制の整備」の取組

1 令和 5 年度までの目標

地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

2 事業計画

令和元年度	①関係機関に聞き取りし、連携の実態把握 ②関係機関の連携手法の検討
令和 2 年度～令和 5 年度	①関係機関の連携手法の検討（随時） ②検討を経た連携手法の順次実施

3 令和 3 年度の主な取組内容

令和 2 年度から作業を進めてきた本市における包括的支援体制の取組状況について取りまとめ、包括的支援体制の整備に関する取組指針を策定すると共に、福祉に関する市の相談機関を取りまとめ公開した。

また、重層的支援体制整備事業への中核市を始めとした他市町村の取組状況や今後の意向について調査研究を実施した。

4 令和 4 年度の主な取組予定

令和 3 年度に策定した、包括的支援体制の整備に関する取組指針を関係課所室と共有し、引き続き、既存の支援体制を有効活用して、各相談機関との一層の連携を図っていく。

また、重層的支援体制整備事業については、他都市の取組状況・動向を注視しながら、本市で取り組む場合の、既存事業に加え、新たな機能（参加支援、多機関協働）を実施する必要があることから、経費や取組方法等のシミュレーションを検討する。

【参考】重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成を一体的に実施する事業

「重点事業 2 災害に備えた支え合いの地域づくり」の取組

1 令和 5 年度までの目標

災害時要援護者(自力での避難が困難な人)の避難支援体制の構築を図る。

2 事業計画

令和元年度～令和 2 年度	①各地域で説明会を開催 ②地域でのプラン作成者や支援者に聞き取りし、地域での避難支援体制づくりの実態把握
令和 3 年度～令和 5 年度	①「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し(随時) ②プラン周知の広報活動の実施 ③地域での個別避難支援プラン作成支援

3 令和 3 年度の主な取組内容

災害時要援護者を支援するため、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制づくりに関する説明会を開催した。

また、災害対策基本法の改正を受け、他市町村の事例研究および関係者への意見聴取を行った。

4 令和 4 年度の主な取組予定

引き続き、避難支援体制づくりの説明会等を開催するなど、個別避難計画作成を支援する。

また、令和 3 年度に改正された災害対策基本法および取組指針に基づき、個別避難計画作成の優先度が高い方の絞り込みおよび対象者の個別避難計画作成の実施について調整を行う。

【参考】個別避難計画(個別避難支援プラン)

自主避難が困難が高齢者や障がい者などのうち、希望者を避難支援対象者名簿に登録し、市から地域の町内会長や民生委員等に名簿を提供しており、その名簿を元に、一人ひとりの避難計画である個別避難支援プランの作成を地域に働きかけている。

「秋田市再犯防止推進計画の令和3年度取組状況
および令和4年度取組予定」について

1 全体の進捗状況

秋田市再犯防止推進計画における、令和3年度取組状況および令和4年度取組予定を取りまとめました。

そのうち、令和3年度取組状況については、Aが43.5%、Bが47.8%となり、その結果AとBの合計割合が91.3%と多数の項目で一定の成果を上げている評価となったことから、概ね順調に進捗したものと捉えております。

また、令和4年度についても、引き続き、各種施策に取り組んでまいります。

評価	令和3年度取組状況（参考）	
	項目数	割合（%）
A	10	43.5
B	11	47.8
C	0	0.0
※	2	8.7
計	23	100.0

（注）割合については、一部端数処理しております。

【評価基準】

等級	評価	例
A	十分な成果を上げた	8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など
B	一定の成果を上げた	4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分な事項があり一部見直しを行いながら事業を進めていく必要がある、など
C	内容の見直しが必要	あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要である、など
※	その他	コロナ対策等のため、事業の中止や縮小をし、代替の取組もやむを得ない事情で実施できなかった、など

取組	取組内容	令和3年度取組状況	令和4年度取組予定	自己評価
保護観察対象者の雇用	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。	実績なし	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。	※
協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。	建設工事の入札参加資格審査において、協力雇用主に対する等級格付の加点対象優遇措置を実施した。	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象優遇措置を継続する。	B
協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。	秋田市総合評価落札方式で落札者決定において、協力雇用主に対する加点対象優遇措置を実施した。	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象優遇措置を継続する。	B
雇用促進、労働相談	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。	最新のハローワーク求人情報を提供するため、日々更新をした。	引き続き、ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。	A
生活困窮者等就職困難者への就労支援	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながら支援を実施した。 就労自立促進事業のべ参加者数 （福祉総務課）7人 （保護第一課、保護第二課）102人 うち、のべ新規就労者数 （福祉総務課）4人 （保護第一課、保護第二課）61人 （福祉総務課、保護第一課、保護第二課）	生活保護受給者等就労自立促進事業の活用等により、ハローワークとの連携を図りながらきめ細かな支援を実施する。 （福祉総務課、保護第一課、保護第二課）	A

取組	取組内容	令和3年度取組状況	令和4年度取組予定	自己評価
市営住宅への公平な入居機会の確保	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。	更生保護施設や自立準備ホームからの退所者で市営住宅への入居を希望する者がいなかった。	更生保護施設や自立準備ホームから退所する者が市営住宅への入居を希望した際には、公営住宅法に基づく公平な入居に関する他都市の取組状況や課題などについて、引き続き調査を行う。	※
セーフティネット住宅の登録促進	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が促進されるよう制度の周知に努め、申請の登録等を行い、インターネット上での情報提供を行った。	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるよう引き続き制度の周知に努めていく。	A
住居確保給付金の支給	離職等から2年以内又はやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した者に対して、住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行う。	住居確保給付金の受給者に対して、早期の就職又は転職等による増収に向けた支援を実施した。 住居確保給付金支給者数83人	住居確保給付金の受給者に対して、早期の就職又は転職等による増収に向けた支援を実施していく。	A
福祉保健サービスの提供	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。	既に障害福祉サービスを利用している者も含め、過去に犯罪歴があったり、更生保護施設等に入っていた障がい児・者の生活や支援について、本人、家族および支援団体等から相談を受けた(17名)。そのうち、6名については、新たに障害福祉サービスの利用を開始し、その他の者についても、障害福祉サービスの支給内容の見直しや、個々の要望等に応じた支援につなげることができた。(障がい福祉課) 犯罪を犯した高齢者が福祉サービスを公平に利用できるよう、地域包括支援センター等の関係窓口において適切な相談対応を行った。(長寿福祉課) 要介護認定やサービス利用について相談等があれば、制度や手続の説明を行うほか、適切な窓口の案内などを行った。(介護保険課)	犯罪歴のある障がい児・者が、個々の状態に応じた障害福祉サービスを受けられるよう、適切な相談・支援を実施する。(障がい福祉課) 犯罪を犯した高齢者が福祉サービスを公平に利用できるよう、適切な相談・支援を実施する。(長寿福祉課) 要介護認定やサービス利用について相談等があれば、制度や手続の説明を行うほか、適切な窓口の案内などを行い、随時対応する。(介護保険課)	B

取組	取組内容	令和3年度の取組状況	令和4年度取組予定	自己評価
精神保健福祉に関する相談	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施した。	精神保健福祉相談、こころのケア相談、保健師等によるこころの相談を実施する。	B
地域福祉計画との整合	地域福祉計画の改定に際して、犯罪をした者等のうち、高齢者や障がい者等に関する支援を盛り込む。また、地域福祉計画の取組にある、高齢者や障がい者等に対する見守り支援との連携を図る。	他都市の事例を調査するとともに、秋田市民生児童委員協議会等に再犯防止推進計画を配布した。	他都市の地域福祉計画との連携状況を調査する。また、随時、秋田市再犯防止推進計画を周知する。	B
薬物乱用防止教育	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。	県主催の出前講座の案内や、国で作成している薬物乱用防止に関するパンフレットを配布するなど、各校に情報提供を行った。	各校の薬物乱用防止教室等の開催について、有用な資料や外部講師についての情報提供を行う。	B
スクールカウンセラーの配置	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】	各中学校に17名(延べ29名)のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図った。	中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	A
広域カウンセラーの派遣	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】	小学校に広域カウンセラーを配置し、教育相談活動の充実を図った。小学校27校で180件の活用があった。	広域カウンセラーを活用し、小学校における教育相談体制の充実を図る。	A
心のふれあい相談会	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	「心のふれあい相談会」を、7月と12月に秋田市教育研究所を会場に開催した。	「心のふれあい相談会」を年2回開催し、臨床心理士との個別面談や、保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。	A
少年の健全育成および非行防止	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組んだほか、専任の相談員による相談に応じた。	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。	B

取組	取組内容	令和3年度の取組状況	令和4年度取組予定	自己評価
いじめ防止	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布する。また、保護者や教員を対象に外部の専門家を講師とした講演会を開催する。	「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民サービスセンター等に配付した。 専門家を講師として、教員を対象にいじめ防止対応等研修会を実施した。	「いじめ防止リーフレット」を市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民サービスセンター等に配布する。専門家を講師として、教員を対象にしたいじめ防止対応等研修会を実施する。	A
更生支援に関する相談・取次ぎ等	矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。	保護司会から、秋田更生保護サポートセンターの移転先確保の要望があったことから、市有施設の活用状況を調査した。	更生支援に関する相談等があれば、随時対応する。	B
地域や警察機関等と連携した防犯活動	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付した。	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中心・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。	A
保護司会等の活動支援	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司就任を依頼する文書を配布した。また、保護司候補者検討協議会に出席するなど、人材育成支援に取り組んだ。	保護司会へ補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司への就任を促進する機会を提供する。(福祉総務課) (子ども未来センター・少年指導センター)	B

取組	取組内容	令和3年度の取組状況	令和4年度取組予定	自己評価
子どもの安全対策	<p>多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を開催し、市防犯協会や各警察、市PTA連合会、市小中学校長会などの関係機関と連携 ・学校敷地内における不審者に対する警戒と侵入を防止するため、全市立小学校に警備員を配置 ・学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア（スクールガード）の養成講習会を開催 ・「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ番組で学校安全ボランティア（スクールガード）のPRを行ったほか、「安全安心まちづくりの日」に合わせ、ボランティア活動（見守り隊）の参加促進キャンペーンを行った。 ・防犯カメラを市内全ての小学校に設置し、24時間365日の見守りが可能となり、犯罪抑止効果が高まった。 ・「秋田っ子まもるメール」配信により、市民の防犯意識向上に取り組んだ。 	<p>各地域それぞれの実情に応じた安全対策を実践していくため、学校安全ボランティア（スクールガード）等が着用するベストや腕章など物品の購入支援を行う。</p>	B
社会を明るくする運動への支援	<p>再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。</p>	<p>7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置した。（市内巡回広報活動は中止）</p>	<p>7月に各地区市民サービスセンターに広報看板を設置する他、内閣総理大臣メッセージの伝達と広報車による市内巡回広報活動を行う。</p>	B
犯罪被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置し、一元化を図る。 ・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。 	<p>犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、広報あきた・ラジオ、ホームページや公式SNSを活用した情報発信と啓発用ポケットティッシュの配布により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図った。また、犯罪被害者等支援対応担当職員を対象に研修を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の一元化や各種支援施策等について、広報あきたやホームページ、公式SNS等で周知する。 ・犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた啓発活動により、犯罪被害者等に対する市民理解の促進を図る。 	A

基本目標	施策大分類	施策小分類	令和4年度の実施予定
1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり	1 地域連携ネットワークの構築	(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	秋田市権利擁護センターにおいて、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と協力し、本人の意思や状況を把握した上で必要な対応を行う。 また、秋田市成年後見制度利用促進協議会を設置し、今後の取組等について協議を行う。
		(2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備	
		(3) 「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営	
	2 利用者の把握と早期発見・早期対応	(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	必要な人が早期に相談できるよう、広報あきたや市民向けセミナーなどにより成年後見制度および秋田市権利擁護センターの周知を行う。
(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備			
2 利用者がメリットを実感できる制度運用	3 利用者本人の意思決定支援および身上保護の実施	(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備	家庭裁判所と意見交換を行い、利用者本人の意思および身上保護を重視した適切な後見人を選任できる体制・仕組みづくりを構築する。 利用後も、本人や成年後見人等からの相談を秋田市権利擁護センターで対応し、必要な支援を行う。
		4 後見人の選任における配慮	
	5 後見制度と他のサービスとの一体的提供	(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	秋田市権利擁護センターにおいて適切な制度利用について検討を行い、必要に応じて成年後見制度への移行を行う。
		(2) 成年後見制度利用支援事業	後見人等の市長申立ておよび後見人等に対する報酬助成について適切に対応を行う。
		6 後見人制度の理解の促進	(1) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解
3 制度理解と不正防止の仕組みの構築	7 関係機関の連携による不正防止への取組	(1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止	協議会において、地域連携ネットワークの体制のあり方を検討する。
		(2) 家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備	家庭裁判所と意見交換を行い、家庭裁判所や県、専門職団体との相互の連絡体制を整える。

「第5次秋田市地域福祉計画」の策定について

1 市町村地域福祉計画について

(1) 社会福祉法による規定

地域福祉の推進に関する5つの事項を定める「市町村地域福祉計画」の策定に関して規定（社会福祉法第107条、R2.6.12改正法公布、R3.4.1施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 国の通知による事項

ア 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（H26.3.27厚労省通知）

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

(ア) 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

(イ) 生活困窮者の把握等に関する事項

(ウ) 生活困窮者の自立支援に関する事項

イ 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（H29.12.12厚

労省通知)

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定に関すること

- (ア) 任意とされていたものを努力義務とする
- (イ) 策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている
- (ウ) 第106条の3第1項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している
- (エ) 策定した地域福祉計画については、定期的に調査、分析および評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努める

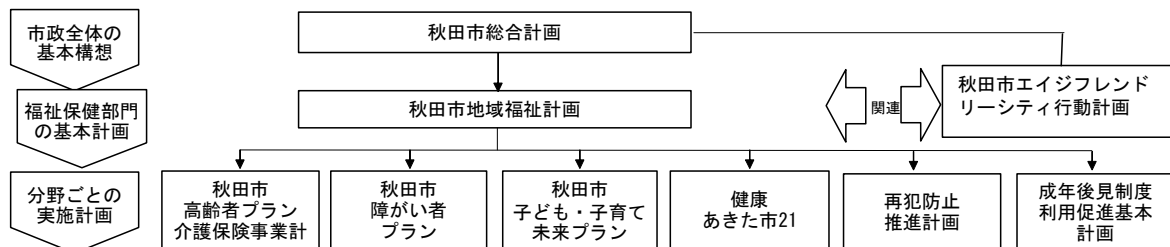
ウ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の交付について (R2.6.12厚労省通知)

地域福祉計画の見直しに関する事項

- (ア) 市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとする

2 5次計画の策定について

(1) 関連計画の改訂



現行計画の名称	計画年度	策定の根拠
第4次秋田市地域福祉計画	H31～R5	社会福祉法第107条
第10次秋田市高齢者プラン (第8期秋田市介護保険事業計画)	R3～R5	老人福祉法第20条の8 (市町村老人福祉計画) 介護保険法第117条 (市町村介護保険事業計画)
第5次秋田市障がい者プラン (第6期秋田市障がい福祉計画) (第2期秋田市障がい児福祉計画)	H30～R5 R3～R5	障害者基本法第11条第3項 (市町村障害者計画) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条 (市町村障害福祉計画) 児童福祉法第33条の20 (市町村障害児福祉計画)
第3次秋田市子ども・子育て未来プラン (第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画)	R2～R6	子ども・子育て支援法第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 次世代育成支援対策推進法第8条 (市町村行動計画)
第2次健康あきた市21	H25～R5	健康増進法第8条第2項
秋田市再犯防止推進計画	R3～R5	再犯防止推進法第8条
秋田市成年後見制度利用促進基本計画	R4～R5	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項
第3次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	R4～R8	

ア 新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)(H28～R2)

→県都『あきた』創生プラン(第14次秋田市総合計画)(R3～7)

イ 第9次秋田市高齢者プラン(H30～R2)

→第10次秋田市高齢者プラン(R3～5)

ウ 第2次秋田市子ども・子育て未来プラン(H27～R1)

→第3次秋田市子ども・子育て未来プラン(R2～6)

(2) 社会福祉をとりまく環境変化

社会福祉法の改正 (R2. 6. 12改正法公布、R3. 4. 1施行)

ア 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を行うことができる旨を規定

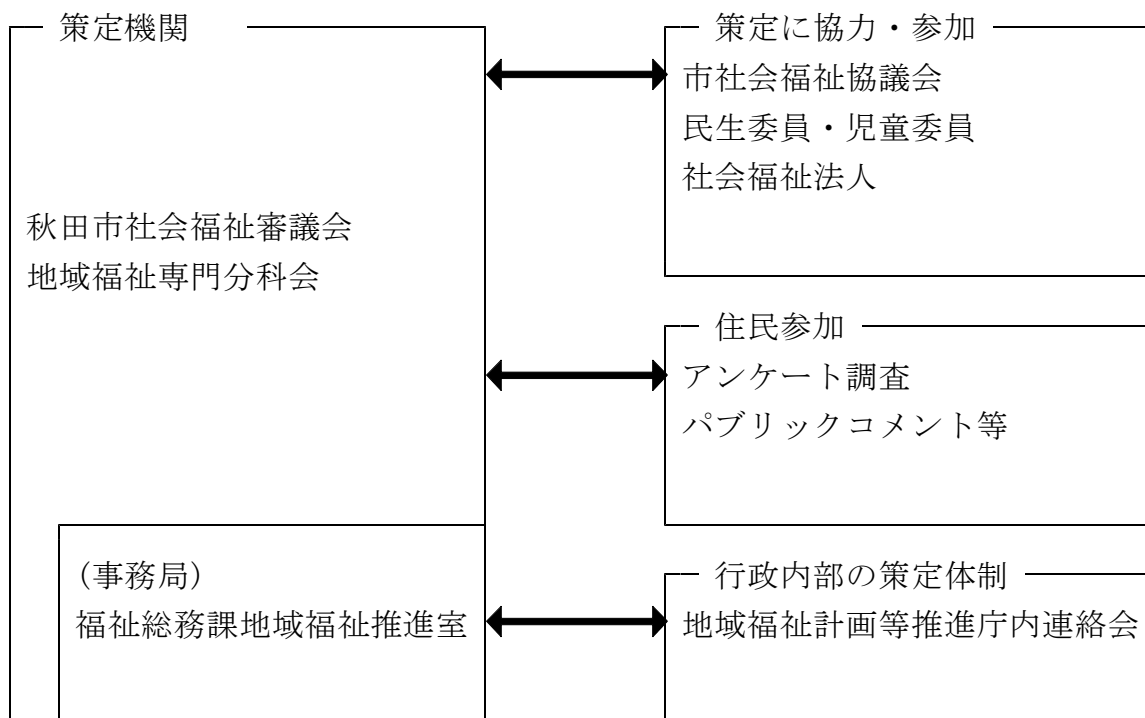
イ 「重層的支援体制整備事業」とは、地域生活課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう

(3) 現行計画の計画期間の終了

ア 第4次計画の計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間

イ 第4次計画での取組を検証し、結果を5次計画に反映させる必要性

3 策定体制と市民参加手法



4 市民等の意見聴取の方法

市民アンケート調査、パブリックコメント等

5 策定に向けたスケジュール（予定）

令和4年度		
8月	地域福祉専門分科会（第1回）	次期計画策定に向けた検討について
10月	地域福祉専門分科会（第2回）	市民アンケート調査について
1月	市民アンケート調査実施（委託事業）	ニーズ把握・現状分析
2月	地域福祉専門分科会（第3回）	策定の方針について
令和5年度		
5月	全体会・地域福祉専門分科会	第5次計画策定について（諮問）
	地域福祉専門分科会（2～3回予定）	策定作業
	市民等からの意見聴取	パブコメ等
2月	地域福祉専門分科会・全体会	第5次計画策定について（答申）

秋田市地域福祉市民意識調査の概要（案）

1 市民意識調査の目的

次期秋田市地域福祉計画の策定作業を進めるうえで必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るために実施する。

2 実施手法

(1) 調査実施期間 : 令和5年1月

(2) 調査対象者 : 18歳以上の市民から無作為抽出した約2千人
人口世帯表に基づく地域別人口比率により抽出

(3) 実施方法 : 郵送による無記名アンケート

(4) 調査のポイント

- ①具体的な施策展開に資する地域福祉ニーズ把握に重点を置く。
- ②計画の進行管理に資する指標設定ができるよう留意する。

(5) 調査する項目

主として下記の内容に関する30～40項目

属性情報、のぞましい生活形態、福祉施策への感想、既存社会福祉システム認知度、地域との関わり状況、地域社会に対する認識と期待、余暇時間の使い方、地域活動との関わり状況

(6) 実施日程

10月下旬	調査票内容審議（地域福祉推進専門分科会等）
11月	入札・契約
12月	印刷・封入作業、発送
1月中旬	回収
1～3月	集計・分析
2月中旬	結果の公表（分科会への速報値報告等）